	配線方法（注７）			
	電気事業者への電気供給量の計測方法（注８）			
事業内容	系統接続に係る事項（注９）（注１０）	接続契約締結日	平成　年　月　日	
		接続契約締結先		
	事業実施工程（注１０）（注１１）	設置工事開始予定日	平成　年　月　日	
		系統連系予定日	平成　年　月　日	
		運転開始予定日	平成　年　月　日	□運転開始済み
		設備廃止予定日	平成　年　月　日	
	保守点検責任者	責任者名：（法人番号：　　）（法人の場合）		
	保守点検及び維持管理計画（注１２）			□別紙あり

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項
（注）下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。

事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注１３）	□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注１４）	□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□

添付書類	書類名	備考
	①土地の取得を証する書類等（他人の所有地である場合のみ）	
	②建造物所有者の同意書（屋根置きの太陽光発電のみ）	
	③構造図（注１４）（注１５）	
	④配線図（注１５）	
	⑤接続の同意を証する書類の写し（注１０）	
	⑥その他１	
	⑦その他２	
	⑧その他３（注１６）	

（注１）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注２）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注３）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注４）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
ａ：１０ｋＷ未満太陽光発電設備（出力制御対応機器設置義務なし）のみ
ｂ：１０ｋＷ未満太陽光発電設備（出力制御対応機器設置義務あり）のみ
ｄ：１０ｋＷ未満太陽光発電設備（出力制御対応機器設置義務なし）に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）
ｅ：１０ｋＷ未満太陽光発電設備（出力制御対応機器設置義務あり）に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）
また、北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の需給制御に係る区域において再生可能エネルギー発電事業を実施する場合には、出力制御対応機器の設置が義務づけられるため、「出力制御対応機器設置義務あり」のボックスにチェックを付すこと。

（注５）　発電出力は、当該申請（提出）に係る発電設備の定格発電出力を小数１桁（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

（注６）　太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は、日本工業規格Ｃ８９６０において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、又は、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

（注７）　配線方法は次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線（事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が１０ｋＷ以上となる場合）
Ｙ：余剰配線

（注８）　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。

（注９）　当該申請（提出）に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。

（注１０）提出書を提出する場合は項目欄の記載及び書類の添付を省略できる。

（注１１）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。

（注１２）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に記述すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

（注１３）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注１４）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。

（注１５）構造図の書類名欄には「標準構造図のとおり」（自家発電併設型の場合には、「併設型標準構造図のとおり」）、配線図の書類名欄には、「標準配線図のとおり」（自家発電併設型の場合には、「併設型標準配線図」）と記載する。また、標準構造図及び標準配線図によらない場合には、構造図及び配線図を提出すること。

（注１６）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。